

# そうだったのか！ TPP



誰のため？



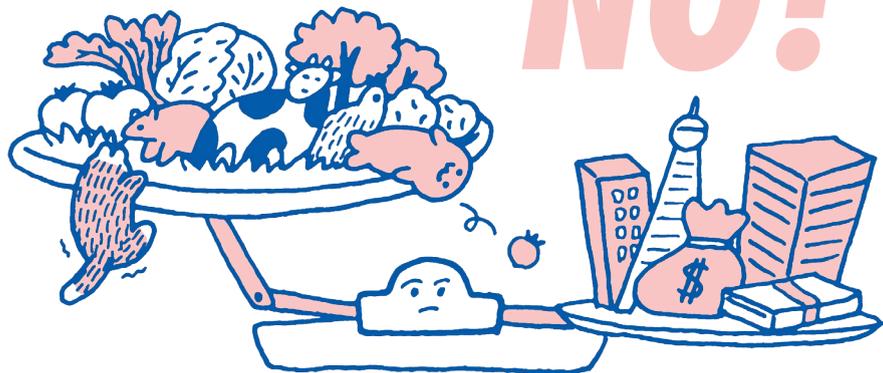
何のため？



TPP  
公開テキスト  
からわかった  
事実

# いのちより 利益を優先するTPPに 「NO」を！

# NO!



今年2月に12か国での署名が行われた TPP 協定。その協定文は、本文と附属書だけでも 5,000 ページを超え、すべてが日本語に翻訳されているわけではありません。私たち「TPP テキスト分析チーム」は、昨年11月以降、協定文を分析し、問題点を挙げてきました。TPP は農業だけでなく、投資やサービス貿易などたいへん多岐にわたる分野をカバーしており、その全体像を十分に把握し、暮らしへの影響を精査するにはまだ時間がかかります。米国をはじめ各国でも、国会議員や市民団体が分析と問題提起を続けています。

そんななか、日本政府はすでに関連法案を提出し、4月から批准審議を本格化する意向を表明しています。2013年の自民党決議には「国民に十分な情報公開と説明責任を果たす」とも明記されていましたが、協定文が公開されて以降、一般市民が参加できる政府による説明会は一度も開かれていません。十分な情報公開と議論、専門家・各自治体による詳細な影響評価もなされないまま「批准ありき」で審議が進むような暴挙は絶対に止めなければなりません。TPPを通じて、日本社会にとって何が重要なのか、未来に向けてどのような選択をするのかが問われています。

## 危険なキーワード5

### 生きた協定

マスメディアや政府はTPPを「生きた協定」「進化する協定」と宣伝していますが、これは「自由化に向かうエンドレスゲーム」であるということを意味します。協定文には「3年以内に協定全体を見直す」とあり、いくつかの分野でも「再交渉」「再協議」などがあらかじめ規定。つまりこれで終わりではないのです。

### ネガティブリスト

これまでの WTO 交渉と違い、TPP では「ネガティブリスト方式」が採用されています。これは、自由化から除外したい領域・項目を各国があらかじめリストにして出す方式で、ここに挙げていないものは本文で適用外とされていない限りすべて自由化の対象となります。

### ラチェット条項

「越境サービス」章にあるラチェット条項は、発効時の各国の規制や法律の自由化水準を低めてはならないという決まり。適用される分野では、企業への規制を強化することも、民営化したサービスを再公営化することもできません。暮らしに関わる公共政策の方向性が自由化の方向だけに決められてしまうのです。

### 規制の整合性

各国の規制や法律を、「TPPルール」として継続して統一していくためのメカニズムが「規制の整合性」。既存の規制撤廃だけでなく、規制の立案から実施、見直しの過程から「利害関係者（多くの場合は企業や投資家）」の意見が取り入れられ、私たちの知らない間に規制緩和がどんどん進む恐れがあります。

### 承認手続き

現在、各国での批准手続きが進んでいますが、米国からさらなる「要求」を突きつけられる危険があります。米国はこれまでの貿易協定でも、批准から発効までの間に、相手国の国内法をチェックし、変更要求をしてきました。これは「承認手続き（Certification）」というものですが、相手国にとっては「追加要求」に他なりません。その意味でも、拙速に批准してしまうことはあまりに危険です。



# 史上最悪の農業つぶし協定



## 「除外」規定が存在しない?

TPPによる日本の関税撤廃率は95%で、農林水産品では2,594品目のうち2,135品目(82%)が撤廃される。「聖域」とした重要品目も170品目(29%)が撤廃、重要品目以外では98%が撤廃となる。自民党が「ぎりぎり超えられない一線」としていた日豪EPAを上回る、史上最悪の農業つぶし協定である。

これまでの自由貿易協定(FTAやEPA)には、関税の撤廃・削減をしない「除外」や「再協議」の対象があったが、TPPにはその規定が存在しない。そのため一切の物品が撤廃対象となり、今回は撤廃とならなかった品目も、将来的に撤廃を迫られる可能性が大きい。重要品目を「除外又は再協議の対象とする」とした国会決議にも反する。

### ATTENTION

#### 第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス

●第2.4条2項 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書2-D(関税に係る約束)の自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。

## 後戻りできない、関税撤廃への道

日本は、7年後に米国など農産物輸出5か国の要請に応じ、関税、関税割当、セーフガードを含む全面的見直し協議を行うことが義務付けられている。日本のように複数国の見直し要請に応じる約束をしている国はない。段階的に関税を撤廃する品目は、撤廃時期の繰上げについても協議ができる。

TPPで初めて設置される「農業貿易に関する小委員会」は、農産品の貿易促進を任務としており、発効後5年間は少なくとも年1回会合すると規定される。日本に対し、さらなる市場開放の圧力を恒常的にかける仕組みになることが懸念される。

### ATTENTION

#### 第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス

●附属書2-D(日本国の関税率表：一般的注釈)9(a) オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、(中略) 原産品の待遇についての約束(この表における関税、関税割当及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため、(中略) 七年を経過する日以後に協議する。

●第2.4条3項 いずれかの締約国の要請に応じ、(中略) 関税の撤廃時期の繰上げについて検討するため、協議する。●第2.25条2項 農業貿易に関する小委員会は、次のことのための場を提供する。(a) (中略) 農産品の貿易(中略)を促進すること。

## 遺伝子組み換え作物の輸入が増大する恐れ

「内国民待遇及び物品の市場アクセス」章に組み込まれた「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」は、日本や米国がこれまでに結んだいずれのEPA、FTAにも存在しない項目である。TPPが、遺伝子組み換え(GM)作物の貿易を大幅に加速させかねない条約だということを示している。既存の国際条約と比べて、GM作物輸出国の義務があいまいで、輸入国の権利が弱められているなど問題点が多い。貿易の中断を回避し、新規承認を促進する条項があるほか、GM作物の貿易に関する情報交換と協力を進める作業部会も設置される。

### ATTENTION

#### 第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス

●第2.27条9項 締約国は、貿易に関連する事項であって現代のバイオテクノロジーによる生産品に関連するものについて情報交換及び協力を行うため、ここに、農業貿易に関する小委員会の下に現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会(中略)を設置する。



# 消費者の権利を奪い、グローバル企業の利益優先



## 安全性を軽視する「48時間ルール」

物品の引き取りについて規定した「48時間以内」ルールは、原文ではshallを用い、この手続きを「採用し、維持しなければならない」としている。輸入手続きの迅速化という名目で輸入検査が拙速に行われれば、今でも検査率10%程度という日本の検疫体制において、安全性を軽視することになる。



### ⚠ ATTENTION

#### 第5章 税関当局及び貿易円滑化

●第5.10条1項 各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りのための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する。●第5.10条2項 (中略) 次のことを含む手続を採用し、又は維持する。(a) (中略) (可能な限り物品の到着後48時間以内)に物品の引取りを許可する…

## 厳密な科学的証拠がなければ輸入規制できず

TPPの「衛生植物検疫 (SPS) 措置」章は、「貿易に対して不当な障害にならないようにする」ことを最大の狙いとしている。そのため、WTO協定のSPS協定よりも「透明性を確保する」という言葉が重視され、自国の安全基準を作る際に、利害関係者、つまり海外の事業者や他の国が意見を出すことが可能になっている。

新たに設置されるSPS委員会に大きな権限が与えられれば、日本が国内対策を独自に決めることを牽制しかねない。リスク分析の考え方が前提になると、輸入国の輸入規制に関して厳密な科学的証拠がなければ、紛争解決ルール (第28章)により敗訴する。こうして、日本が予防原則に基づき、安全性確保のためにとらうとする措置は排除される可能性が高い。

### ⚠ ATTENTION

#### 第7章 衛生植物検疫 (SPS) 措置

●第7.5条1項 締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、(中略) 衛生植物検疫措置に関する委員会を設置する。●第7.9条2項 各締約国は、(中略) 危険性の評価に関する締約国の義務を認めつつ、自国の衛生植物検疫措置が(中略) 合理的に関連する記録された客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保する。●第7.13条1項 締約国は、(中略) 衛生植物検疫措置について利害関係者及び他の締約国に対して意見を述べる機会を与えることの価値を認める。

## 食品表示を自国だけで決められなくなる

「貿易の技術的障害 (TBT)」章は、各国の工業製品や食品添加物、食品表示の基準やルールが貿易の障害にならないようにすることを目的としており、「透明性の確保」「貿易の円滑化」を重視している。「強制規定」「任意規定」「適合性評価手続」などのルールを作る際には、他国の利害関係者を検討に参加させなければならない。例えば、日本が厳しい遺伝子組み換え食品の表示をしようとしても、米国の事業者から反対の意見が出てできなくなる恐れもある。

またTBT委員会や作業グループが設置され、ルールの設定や見直しを行うとされ、業界代表など利害関係者も関与できるのではないかとくに米国など締約国とグローバル企業の関与が大幅に可能となり、規制を強化することは難しくなると懸念される。

### ⚠ ATTENTION

#### 第8章 貿易の技術的障害 (TBT)

●第8.7条1項 各締約国は、他の締約国の者に対し、(中略) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認める。●第8.11条2項 締約国は、貿易の技術的障害委員会を通じて、(中略) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において共同活動を強化する。



# 薬価が高騰、製薬大企業の思うがままに？



## 特許やデータ保護が強化され、価格が高止まり

「知的財産」章では、医薬品の知的財産保護を強化する制度として、3つの制度を導入するとしている。①特許期間の延長制度：特許出願から販売承認までの期間が「不合理」と認定された場合に特許期間の延長を認める。②新薬のデータ保護期間：バイオ医薬品（抗がん剤やC型肝炎の治療薬など）の新薬について、特許期間が切れた場合でも「データ保護期間」（少なくとも8年、又は5年+他の措置）を設ける。③特許リネージュ制度：ジェネリック薬承認時に特許権者に特許権を侵害していないか確認する。

このように製薬大企業の独占的利益を保障することは、ジェネリック薬企業にとって大きな障壁となる。「国境なき医師団」は、「医薬品入手の面で最悪の貿易協定として歴史に残る」と批判している。日本にとっては、新薬価格の高止まりが続けば、国の財政負担は重くなり、患者負担の引き上げにつながる恐れもある。

### ⚠ ATTENTION

#### 第18章 知的財産

●第18.48条2項（中略）特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとする。●第18.51条1項(a)（中略）生物製剤を含む新規の医薬品の（中略）販売承認の日から少なくとも8年間、（中略）市場の保護について定めること。●第18.53条1項(a)当該最初に提出した者以外の者が（中略）当該医薬品を販売しようとしていることについて、当該医薬品が販売される前に、特許権者に通知（中略）する制度。

## 薬価決定に製薬企業が影響力を及ぼす!?

「透明性及び腐敗行為の防止」章の附属書は、新たな医薬品や医療機器を保険収載するための手続きについて、「検討を一定期間内に完了すること」や「手続規則、方法、指針を開示すること」を規定。さらに「独立した検討過程」を設けることや、保険収載しないという「決定に直接影響を受ける申請者」が、不服審査を開始することができる」と規定している。今後、アメリカの製薬企業が利害関係者として、「透明性」を盾に、医薬品・医療機器の保険収載の可否や、公定価格の決定プロセスに一層影響を及ぼすことが懸念される。

### ⚠ ATTENTION

#### 第26章 透明性及び腐敗行為の防止

●附属書26-A.第3条 締約国は、自国の保健当局が（中略）新たな医薬品若しくは医療機器を一覧に掲載するため（中略）の手続を運用（中略）する場合には、(a)（中略）検討が一定の期間内に完了することを確認すること。(b)（中略）手続規則、方法、原則及び指針を開示すること。

## 共済、かんぽ生命も狙われている!

「金融サービス」章の定義は広範で、すべての保険、銀行、その他の金融サービスが含まれる。例えばJA共済や全労災といった共済も、保険業務に含まれるので適用される。在日米商工会議所（ACCJ）は、「共済は競争上の優遇措置を取り続けている」と、繰り返し批判してきた。米国が主張する「保険」分野に「共済」は含まれており、今後、共済制度に対する意見が寄せられることが十分想定される。

また日米交換文書では、日本郵政の販売網へのアクセスや、日本郵政グループが運営する「かんぽ生命」が民間保険会社よりも有利になる条件の撤廃などについて「認識を一致した」と明記している。

### ⚠ ATTENTION

#### 第11章 金融サービス

●第11.1条「金融サービス」とは、（中略）全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（中略）を含む…●保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡2(b) 日本国政府は、日本郵便（株）が、（中略）その販売網を民間の保険サービス提供者の商品の取扱いのために利用可能とすることを妨げない。



## 米国流の著作権システムに



### 監視と管理が進み、表現が萎縮する恐れ

日本は、著作権分野において、①著作権保護期間を現行の50年から70年に延長、②非親告罪化、③法定損害賠償制度の採用、など米国の当初提案をほとんど受け入れた。関連する国内法の改正も求められる。

日本の著作権使用料の収支はすでに年8,000億円の赤字。保護期間が延長されれば、過去の作品が二次利用されずに埋もれてしまう「孤児作品」が増える懸念があり、延長には経済的なメリットもない。

また現在、日本では著作権侵害は、著作者自身が告訴しなければ起訴・処罰ができない「親告罪」となっているが、これが第三者からの通報があれば捜査・起訴できる「非親告罪」となることで、自由な創作・表現が萎縮する危険性もある。さらに法定損害賠償制度の採用によって、実損害のみを賠償金としていた日本の制度が、莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになる（アメリカでは1作品で上限15万ドル）。

### ⚠ ATTENTION

第18章 知的財産  
●第18.63条(a) (中略) 保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも70年とすること。●第18.74条6項 各締約国は、民事上の司法手続において、(中略) 権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。(a) (中略) 法定の損害賠償 (b) 追加的な損害賠償



## ISDS条項が国の主権を侵す



### 相手国の司法権を侵害し、規制を萎縮させる

ISDS条項は、外国の投資家が、投資した相手側の国の措置によって損害を被った場合に、救済を求めて仲裁手続を利用することができる制度。仲裁判断を下す仲裁人は、日ごろISDSで訴えを起こす多国籍企業を依頼主とするような、国際投資を専門とする弁護士などである場合もあり、相手国にとって不利な判断を下す危険がある。また上訴手続もないため、一度問題のある判断が下されてしまうと、これを争うことが困難になる。

過去の仲裁事例では、国の規制措置の目的が正当であっても投資協定違反とされたこともあり、ISDS条項は萎縮効果 (chilling effect) をもたらすと指摘される。また、大規模環境汚染を引き起こした米国企業に対する裁判所の損害賠償命令が問題となった事件では、仲裁廷は、相手国 (エクアドル) の政府に対して裁判所の判決の執行停止を命じるといった三権分立を無視する判断を下しており、深刻な主権侵害の問題も生じている。

### ⚠ ATTENTION

第9章 投資  
●第9.19条1項 (中略) 6か月以内に投資紛争が解決されなかった場合には、申立人は、次のことを行うことができる。(中略) [(i) 被申立人が(A) 前節の規定に基づく義務、(B) 投資の許可、(C) 投資に関する合意に違反したこと、及び(ii) 損失又は損害を申立人が被ったこと] から成る請求を(中略) 仲裁に付託すること。





## 環境保護は放ったらかし？



### 環境よりも、企業の利益が上に

貿易・投資の自由化を前提とする TPP では、環境保護はあくまで「努力目標」であり、「環境」章には具体的な罰則や企業への責任追及を求める規定がほとんどない。米国や豪州の NGO は、①少なくとも 7 つの環境条約について実効性ある規定を設けるべきだが、触れているのはワシントン条約に関してのみ。②違法に伐採された木材、違法に捕獲された野生生物等の貿易を禁じていない。③ IUU 漁業（違法、無報告、無規制）への取り組みが十分ではない。④フカヒレの貿易と商業捕鯨を禁じていない。⑤「気候変動」という文言すらなく、低炭素型経済への移行は自主的な手段を促すにとどまっていると批判。こうした拘束力のない環境章に対し、ISDS 条項は環境破壊に関わる争いで企業に有利に働くことが多く、各国が環境規制や気候変動対策をとりにくくなる恐れもある。

### ⚠ ATTENTION

第 20 章 環境  
●第 17 条 2 項 各締約国は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（編集部注：ワシントン条約）に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施する。



## 労働条件の悪化を防げない



### 「強制労働廃止」「差別禁止」がまず先決

TPP の「労働」章では、参照すべき国際労働基準として 1998 年に採択された「ILO 宣言（新宣言）」の中核条約 4 分野 8 条約（結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業についての差別の撤廃）に触れている。これらは、ILO 加盟各国に最優先の批准を求める最低限の基準である。しかし日本は、強制労働の廃止に関する 105 号条約と、差別禁止を定めた 111 号条約をいまだ批准していない。TPP を批准するのであれば、ILO の未批准条約を直ちに批准すべきである。



## 私の個人情報は大丈夫？



### 企業が個人情報を自由に海外に送れるように

「電子商取引」章では、企業がインターネットを通じ、国境を越えてコンピュータ・プログラムや映像、音楽などを販売する際のルールが決められている。このなかで「企業側が消費者の情報（個人情報を含む）を海外の拠点に送信できる」との規定があり、企業が日本で集めた個人情報を、海外の支社や委託先などに今以上に自由に送ることができる。もちろん「消費者情報の保護」「個人情報の保護」もうたわれているが、TPP12 か国共通の規範や違反時の罰則規定などはなく、「各国政府がきちんとやりなさい」と書かれているだけ。世界中で個人情報の流出が問題化しているなか、いつ私たちが被害者になるか知れず、不安は高まる一方である。

# このまま批准させる わけにはいかない！ あなたにもできるアクション

## 1

### 家族・友人と話そう！

まずは身近な人に伝えましょう。  
ぜひ、このリーフレットをご活用ください。

## 2

### 周囲に広めよう！

勉強会、TPP カフェなどを開きませんか。  
テキスト分析チームも説明に行きます。

## 3

### 議員に働きかけよう！

TPPは日米が批准しなければ発効しません。  
地元の国会議員に、批准阻止を働きかけましょう。

より詳細な分析レポートはwebで！

TPP テキスト分析チーム

検索

<http://www.parc-jp.org/teigen/2016/tpptext201601.html>

編集・発行 TPP テキスト分析チーム

山田正彦（元農林水産大臣、TPP 交渉差止・違憲訴訟の会幹事長）／内田聖子（アジア太平洋資料センター事務局長）  
／近藤康男（TPP に反対する人々の運動）／和田聖仁（TPP 交渉差止・違憲訴訟の会副代表、弁護士）／山浦康明（TPP  
に反対する人々の運動、明治大学）／東山寛（北海道大学准教授）／岡崎衆史（農民連国際部副部長）／坂口正明（全  
国食健連事務局長）／寺尾正之（全国保険医団体連合会）／布施恵輔（全労連国際局）／三雲崇正（TPP 交渉差止・  
違憲訴訟の会、弁護士）他

問い合わせ

特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター（PARC）  
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11 東洋ビル 3F  
TEL：03-5209-3455 FAX：03-5209-3453 E-mail：office@parc-jp.org

発行日：2016年3月30日 編集：内田聖子（アジア太平洋資料センター）、奥留遥樹（バルシステム・リレーションズ）  
デザイン：宮越里子 イラスト：Super-kiki